

平成 20 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	5 番	宮 崎 信 一
6 番	佐 藤 文 昭	7 番	佐々木 正 明
8 番	小 川 正 文	9 番	伊 藤 知
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
14 番	佐々木 清 勝	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

4 番 池 田 好 隆

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 竹 内 享 一 局 長 補 佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長 佐 藤 正 之 主 査 佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 横 山 忠 長 副 市 長 横 山 昭
教 育 長 三 浦 博 企 業 管 理 者 佐々木 勝 利
総 務 部 長 佐 藤 好 文 市 民 部 長 池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長 笹 森 和 雄 産 業 部 長 岩 井 敏 一
建 設 部 長 金 子 則 之 教 育 次 長 小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長 須 田 登 美 雄 消 防 長 中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長 齋 藤 隆 一 企 画 課 長 竹 内 規 悦
財 政 課 長 森 鉄 也 税 務 課 長 齋 藤 利 秀
福 祉 事 務 所 長 細 矢 宗 良 農 林 課 長 阿 部 誠 一
農 漁 村 整 備 課 長 伊 藤 賢 二 商 工 課 長 森 孝 良
学 校 教 育 課 長 佐 藤 和 広 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 金 子 勇 一 郎

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成20年3月6日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、20番池田甚一議員の一般質問を許します。20番池田甚一議員。

【20番(池田甚一君)登壇】

20番(池田甚一君) おはようございます。通告順に従いまして一般質問をしたいと思います。きのう、同僚議員から、集落営農、あるいはまた農業問題に関しての一般質問がございましたし、それらのことを重複しないように質問してみたいと思います。

1つ目は、集落営農の状況についてでございます。

国の農業政策として導入されました品目横断的経営安定対策として位置づけられました担い手の育成を中心としたいわゆる集落営農組織が誕生して間もなく1年を迎えようとしております。また、1年を経過した組織もあろうかと思っております。各集落営農組織においては、それぞれ19年度の総会が開催され、経営状況を示すいろんな決算資料の整う、あるいはまた出そろった時期と思っております。集落営農組織時においては、設立時には、市内の各集落、あるいはまた各農家、行政、農協が設立に向け努力を重ねた結果、25の集落営農組織が誕生しましたが、集落営農の構成員、いわゆる各農家が政策を十分理解してのスタートではなかったという経緯があっただけに、組織の経理方法や内容がどのような経過をたどり決算まで至ったのか。

多くの補助金を投入し、そしてまた物理的にも多くの時間を費やし、そしてまた大変職員にも難儀をかけて誕生した集落営農でございます。当然1年を経過した決算時において、行政として今後

の集落営農の行方を占うためにも、当然関心を持つべきことと思います。例えば、生産物の売り上げ状況、あるいはまたコスト削減の取り組み、そして農地の集積の状況、受委託はどの程度進んでいるのか。行政補助金が有効に利用されたのか。そしてまた、集落営農の中の主たる従事者が育ってきているのか。また、将来の法人化に向けた取り組みがなされた集落があるのかなどなど、集落営農の大きな目標項目であり、改善を進める事項であるが、何かこれらの決算資料の中から将来の成否を占う参考的な事例がありましたら、そしてまた、市長のこの集落営農の決算期を迎えた今ごろの時期の経営状況についての御認識をお伺いします。

次に、今後の支援対策についてでございます。初日の施政方針についても触れられております。大分具体的な新年度の集落営農についての方針が報告されておりますので、あまり重複はしませんけれども、これらの決算状況、あるいはまた、まだ市内には未組織の集落が大分あるわけでございます。選択の1つとして、我が地域は集落営農を選択しないという、そういう価値判断で組織しないという集落はそれはそれで大きな価値判断だと思われましても、これらの集落に対して担当課、あるいはまた担当部としましては、どのような支援策を、あるいはまた組織の結成を目指して支援されていくのかも伺いたいと思います。

次に、2つ目でございます。スポーツ振興についてでございます。

19年は多くの市民や大会実行委員会の努力によりまして国民体育大会は成功のうちに終了し、市民に多くの自信を植えた国体だったと思います。国体を一過性のものとせず、さまざまな国体効果を今後のにかほ市のスポーツ振興の源にすべきとの視点に立って伺います。

1つ目は、国体終了後の施設の管理方針についてでございます。国体開催の目標として市民総参加のスポーツ振興を目指すとともに、スポーツ環境の総合的な向上を図ると掲げられております。ただ、限られた財源の中、国体競技種目開催となった会場の施設を初め、市内の体育施設の管理、市民スポーツ総参加の目的を達成するために、そうした施設の管理、整備方針の基本方針を市長からお伺いいたします。

また、19年度においては、国体の開催や横浜FCのサマーキャンプ、TDK野球の活躍により一流選手のプレーに接し、市民を初め、また、多くの子供たちに多くのスポーツのすばらしい感動を与えた年でもあります。これらを単なる行事として終了させることなく、市民のスポーツ参加、スポーツ振興の絶好の機会ととらえることが重要でないかと考えますが、市長の基本的な考えをお伺いいたします。

次に、スポーツ少年団の現状についてでございます。

将来、にかほ市を背負って立つ子供たちの育成には、幅広い支援策が設けられておりますけれども、スポーツ少年団の活躍も、スポーツのすばらしい感動と楽しさを植える絶好の機会でございます。学校教育から社会教育と、担当は変わっておりますけれども、その目的には変わりはないと思っております。現在、市内24団体において総勢で640名の小学生がそれぞれスポーツ少年団で活躍しております。スポーツ少年団の本部の方針のもとに、それぞれの指導員の情熱ある指導のもとに活躍しておるわけですが、子供たちが楽しく少年団活動を送るためには、家族や関係者の多くの協力もあると、大変大きなものがあると思います。とりわけ、みずからの仕事や時間を

やりくりして指導に当たっている指導員の協力なくしてはスポーツ少年団の活動もできないわけ
でございます。行政は社会体育の一環としてのスポーツ少年団指導員に対してどのような支援策を
しているのか。また、あるべき支援の方法をお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、池田甚一議員の御質問にお答えをしたいと思います。

初めに、集落営農組織の現状についてでございます。

集落営農組織については、各集落とも初めての取り組みでございまして、大変な御苦労の中で設
立されたところでございます。そして、はや1年を経過いたしました。品目横断的経営安定対策
に加入し、本格的な取り組みや活動を行って初めての決算総会を終えた状況でございます。

生産物の売り上げ状況でございますが、当初計画に対する米の販売額は、米価の下落が懸念され、
19年産米のひとめぼれの概算金は、18年度産米より350円少なかったわけでございますが、その後、
全農より1,300円上乘せされた結果、60キロ当たり1万500円となりました。また、収入減少影響
緩和対策においても、ことしの5月末にならなければ額は確定しませんが、現時点では10アール当
たり9,762円の価格補てんとなっておりますので、最終精算時点ではほぼ計画どおりの販売額にな
るのではないかというふうに見込んでおります。

また、米のほかに、組織によっては大豆やバレイショの販売がありますが、大豆については、本
調査時点で売上金がまだ組織に入金されていないことや、生産条件不利益補正対策における毎年の
生産量、品質に基づく支払い部分の精算ができていない状況から、売り上げを対比することはでき
ない状況でございます。しかしながら、大豆の収量や品質は例年に比べてよかったと聞いておりま
すが、バレイショについては、長雨による影響で病気が発生し、収量・品質ともに悪化するなど、
計画対比で4割未満の販売額となっております。

次に、コスト削減のための取り組みとしては、各組合で共通しているものとして、肥料等の共同
購入が挙げられます。また、組合によっては、既に水稻用の機械の共同利用に取り組んでいるところ
も数組織ありますし、中には共同利用するために夢プラン事業を活用し、性能のよい大型コンバ
インを1台購入しながら、個人が所有するものについては計画的に削減していくというような組織
もございます。また、大豆やバレイショなどの転作作物については、大規模集団転作による各種共
同作業や無人ヘリによる共同防除等によりコスト削減に取り組んでいる組織もございます。

次に、品目横断的経営安定対策加入のための農地の集積状況でございますが、本対策が具体化し
た18年11月から申請期限の19年7月までの数値は、農業委員会における賃借権設定は件数で595
件、面積では531ヘクタールとなっており、前年同期と比較して大幅に伸びている状況ございま
す。しかし、にかほ市内で立ち上がった集落営農組織はいずれも任意の組織であるために、集落営
農組織で賃借権などの権利を伴う集積はございません。農地の集積については、集落営農組織の構
成員により賃借権の設定が行われ、その結果として集落営農組織の要件である経営規模20ヘクター
ル以上を達成するケースは多くあったと思われませんが、その内訳までは把握しておりません。現在、

にかほ市内の集落営農組織はすべて農作業受託組織として位置づけされておりまして、集落ぐるみで共同作業を行うという形態をとっております。その結果、19年度の組織の経営規模は、にかほ市全体の水田面積の32%をカバーしているところでございます。

次に、集落営農組織向けの市単独補助事業では、肥料等共同購入や転作重点種子等の導入、そして転作作物産地形成推進事業補助金などがあります。設立間もない組織の基盤の強化や、水稲以外の複合作物の取り組みを推進するための支援策を行っているところでございます。これらの事業を活用することにより、所得向上に向けた大豆などの複合作物を積極的に導入することができ、産地づくり交付金も含めて、特に複合化に取り組んでいる組織からは高い評価をいただいているところでございます。

また、県事業の夢プラン事業を活用し大型コンバインを導入した集落では、機械の共同利用による低コスト化を進めるための大きな足がかりになっていると伺っております。このようなことから、行政の補助は組織の基盤の確立や営農意欲の向上などに有効に活用されているものと考えております。

また、各組織の主なる従事者の状況でございますが、組織により状況はさまざまでございます。水稲については、認定農業者を中心とした主なる従事者が中心となり、コンバイン作業などを行っている組織もあれば、何人かの機械の共同にとどまっているところもあるようでございます。また、設立初年度ということもあり、まだ個人完結型に近い営農形態の組織もございます。そして、複合作物である大豆やバレイショについては、組織設立以前から集団で共同購入した機械や、JA等が所有する大型機械の技術を受けるなど、組織の核となる人材が中心となって作業を行っていることから、主なる従事者の所得向上には大きく貢献をしているところでございます。

次に、組織のリーダーや経理を担当する役員の事務状況でございますが、その責任は大きいものがございます。組織の設立後に国の対策に加入する事務手続を初め、販売代金や補助金が入ってくる時期、資材や抛出金などを支払わなければならない時期、そして1年間の決算資料を作成する時期など、大変難儀をなされているようでございます。

次に、法人化に向けた動きでございますが、国の対策に加入する集落営農組織は、5年後に法人化になることが確実に見込まれるとする法人化計画の策定が定められておりましたが、今般、国の対策の一部の見直しで5年後の法人化についての要件が弾力化されております。しかしながら、国の要件にかかわらず法人化に向かうことは、複合化や多角化による収益性の高い経営への転換、あるいは農地の権利主体となり、継続的、安定的な経営体として後継者不足などの課題解決に向けた糸口になるのではないかと思います。したがって、いずれの組織においても大きな目標となっております。現在はその研修などを行っている状況でございます。

今後の支援策についてでございますが、米価の下落、生産調整継続のもとで収益確保を基本として売れる米づくりと複合作物との組み合わせによる所得向上を図るための支援を大きな柱の一つとしております。一方、後継者不足の中で、いかにして集落機能を維持発展させていくかが大きな課題になっていることから、担い手となる組織の発展のための支援を重点項目として20年度の施策予算に反映したところでございます。施策としては、さきの議員にもお答えしておりますが、牽引役

となる組織を育成し、全体のレベルアップを図ることを目的とした集落営農組織発展モデル組織育成事業を軸に発展フォーラムやセミナーの開催など、人づくり、組織づくりに重点を置いた支援策としております。

次に、国体終了後の施設の管理方針についてでございます。

昨年開催された秋田わか杉国体、わか杉大会は、関係各位はもとより多くの市民の皆さんの御理解と御協力で成功裏に終了することができました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

空手道競技については、象潟体育館を使用いたしましたが、今後とも各種教室の充実などを図りながら、あるいは良好な維持管理に努めながら、利用者に喜ばれる施設を目指してまいりたいと思っております。また、サッカー競技場でありましたにかほ市運動公園は、本定例会に改正条例案を上程しておりますが、新年度からは名称を「にかほ市グリーンフィールド」に改めたいと考えております。今後は、国体が終了しましたので、教育委員会所管の社会体育施設として仁賀保公民館が管理し、市民への開放もあわせ、家族でもスポーツを楽しめる多目的なスポーツサッカー場として維持活用してまいりたいと考えておりますし、市民の総健康づくりなどにもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、国体開催を契機としたスポーツ振興ですが、現在行われている事業の充実や各種団体の活動支援を図りながら、市民の皆さんが気軽に参加できるスポーツやレクリエーションの振興も図ってまいりたいと考えております。また、国体開催などを契機に大いに盛り上がった市民のスポーツ熱を冷ますことなく、Jリーグ加盟チームなどのキャンプ招致なども機会あれば引き続き行ってまいりたいと思います。新年度の競技スポーツでは、空手道競技が9月に日本空手協会秋田県大会を、サッカー競技では11月に全国クラブ選手権大会、その他、県大会なども予定されております。また、市民参加型の大会では、6月に出羽富士島海ソーデーウォーク大会を予定しております。これは由利本荘市とにかほ市の歩こう会が主体となり、2日間にわたって2,000人規模のウォーキング大会を開催するもので、多くの市民の参加を期待しております。

また、TDK都市対抗野球大会優勝を記念した学童野球も20年度を第1回大会として開催することにしており、今後も各種大会の招致やイベントによる交流人口の増加を図りたいと思っております。そして、各種学校などの合宿の誘致などにも取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

他については教育長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、私のほうから、スポーツ少年団に関する御質問にお答えさせていただきます。

池田議員からもお話がありましたように、現在24のスポーツ少年団がありまして、今年度は642人で活動しております。3月1日の日に最上級生百八十数名が無事修了式を終えて巣立っていきました。この子供たちがスポーツ少年団で学んだことと身につけたことを今後の中学校の生活にぜひ生かしていただきたいものだなと、今、思っているところであります。

現在は少子化が進んでおりますけれども、当市のスポーツ少年団の団員は横ばい状態で推移をしているということで、多くの子供たちがスポ少の活動に取り組んでくれていることを本部として非常に喜んでいるところであります。現在、指導者としては201人の登録がございます。この方々が、仕事を持ちながらも一生懸命指導に取り組んでくれているということに対しましては、非常にありがたく思っております。

各団の活動計画とか費用などは、それぞれ団の指導者や親の会が計画して進められておるところでございますけれども、市では、各団の育成と援助や指導者の育成を図るため本部を設置しているわけでございます。この中でスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図るための支援を行っているところでございます。また、指導者相互の連携を図り　－　すみません、ちょっと1枚原稿を忘れましたので取りに行ってきます。申しわけございません。　－　連携を図りながら、指導力の向上や指導活動の促進を図るための指導者協議会を組織して、健全な活動に努めているところでございます。

本市のスポーツ少年団育成の支援は、本部事業として行われているわけですが、その内容は、団及び団員の育成、それから大会の開催、指導者支援などに当てられております。平成20年度には育成費補助金として270万円を予算計上しているところでございます。各団の指導者確保は、各団の自主的な活動を基本にして、種目に精通した方へ要請して指導者になっていただいたり、親の会の会員の中から指導者を要請するなど、実態に合わせて各団に取り組んでもらっているところでございます。市が直接指導者の配置や費用負担などの支援は行っておりませんが、本部事業として研修会の開催、指導者報償、指導保険料、登録料の負担などの支援に努めております。

また、各団には必ず県が主催する養成研修を受けた認定員を1人配置することとしておりますけれども、市内の各団にはすべて配置されております。スポーツ振興課にその窓口を設置して研修の情報などを提供しながら、認定員の育成や研修機会の拡大を図っているところでございます。

指導者の実態ですけれども、仕事を持っての活動でございますので、時間的に制約を受ける指導者もかなりおりますけれども、まずそれぞれの団で複数の指導者を構成して指導に当たってもらっておりますので、指導者同士、親の会の協力も得ながら順調に運営されているというふうに認識しております。本部としては今後とも現状の支援体制でこのスポ少の活動の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君）　20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君）　市長からはいろいろと細かい点までお答えいただきましてありがとうございます。

この集落営農の、いわゆる国の表現をかりれば、農政の抜本改革だという農水省の表現もでございます。そうした農水省の意向を受けて各市町村の市長初め、あるいは担当部が非常な難儀をされておられるわけでございますけれども、これは単なる政策としての広まりというよりも、国の指示があるからという政策としてのとらえ方よりも、やはり地方を取り巻く農業・農村の荒廃、そしてまた、近年特に高まってきました安全な食糧、良質な食糧を生産するための農村基盤の確立といった重大な使命がある農政の一環だと私はとらえております。単なる政策を消化するという目的ではなく、

やはりそうした危機的状況にある第1次産業の中の農業をどうするかという、そうした大きな焦点を忘れてはならないというふうに、これは重々わかっていることかと思われませうけれども。

そこでさきに挙げたいいわゆる細かい点、生産物の売り上げ状況やら、あるいはまた作業の受委託、そして主たる担い手の問題、これらはすべて集落営農の目指すところでございます。先ほどの答弁でありましたように、設立1年目はまだまだ自己完結型の、あるいは自分の構成員の一人一人の収入を積み上げただけにすぎない決算状況だということもありました。それらを改善するためにも、やはり今後一番大事なことは、これらの担い手の中のまた担い手、いわゆる主たる従事者、この組織の中に主たる従事者の所得をいかに向上させていくかということが、最も大事な眼目になると私は認識しております。でありますから、これらの目指す所得、果たして他産業と比較しても見劣りしないような農業所得を、自分の努力でやるのが理想的でございますけれども、そこに至るまではやはり何としても大きな行政支援、物心両面にわたる励まし、あるいは激励、あるいはまた補助による裏づけが必要かと思えます。主たる従事者の育成こそが、私はこれからの集落営農の大きなかぎになると思いますが、先ほど答弁いただきました細かい点、大変一般質問にはふさわしくない質問かと思えますけれども、そうした私の考えに対して市長の御認識をもう一度お願いしたいと思います。

それから、スポーツ振興についてももう一度質問させていただきますけれども、にかほ市はスポーツ振興課という極めて明瞭な、目的のわかりやすい課を設置されまして、見事にこれらの職員の方々、あるいはまた関係者の方々の努力によって成功をおさめたと――国体の成功をおさめたとすることは、市民一致する考え方と思えます。このスポーツ振興課をもう少し、やはり今後も、先ほど申し上げましたように、市民スポーツ総参加の目的達成のためにひとつ頑張っていたいただきたいと思うわけですが、特にスポーツ少年団によって将来の子供たちの育成を兼ねた――兼ねたと申しますか、育成が第一だと思えますけれども、これらの社会体育の範囲にありますけれども、相手が子供でございますけれども、社会体育の担当と、いわゆる学校側の担当の意思疎通がどのようなシステムになっておるのか。意思疎通をするほど問題点はないんだよと言われればそうでしょうけれども、いろいろ大会の派遣やら、あるいはまた練習時間やら、あるいはまた学業に及ぼす影響やらないものかどうか、その辺のあたりを、社会体育といわゆる教育の現場の意思疎通はどのようにとられているのか再質問したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 集落営農については、今、御指摘ありましたように、このにかほ市も農業従事者の高齢化、あるいは担い手不足ということで、国の政策でございましたが、19年から品目横断的経営安定対策が始まったわけです。ただ、この政策は、御指摘のとおり、ただ単に補助金の受け皿という形では私はうまくないだろうと思っております。将来に向けて持続可能な農業をどうしていくか、あるいは農村社会をどう守っていくかという観点からすると、この集落営農というのは、私は大きな担い手であるなというふうな位置づけをしているところでございます。そういうことで、そうした活動の中で、当然ながら主体的な従事者の所得も、これは当然上げていかなければなりません。そのためにも、米だけでなく、複合多様な複作物、こういった形の農業展開がこれからは

大変重要になってくると思っております。

行政としての役割でございますが、先ほど申し上げましたが、これまでの支援策に加えて、新たに集落営農、集落営農の中のさらにその牽引役となるような集落営農を育成していくための支援策として20年度に予算措置をさせていただきましたけれども、やはり大切なのは人づくりだと思っております。そういうことも含めて、いろいろ農業者の皆さんと情報をさらに交換しながら、よりよいかほ市の農業構築に向けて頑張ってもらいたいと、そういう気持ちであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） スポーツ少年団と学校との関係についての御質問でございますが、スポーツ少年団の本部として、本部の役員として各小学校の学校長から入っていただいておりますし、各校のスポーツ少年団の担当の方も入っていただいているということで、指導者と、それから指導者の代表の方と学校長、それと行政側と、そういうふうな構成で本部員を構成して、いろいろ連携をとりながら活動をやってもらっているわけです。

各学校ともスポーツ少年団、団ごとに担当者を配置しております、少年団と学校との間で、例えば練習計画とか、子供たちの指導についての意見交換とか、そのような連携を図りながらスポーツ少年団の活動を進めているというのが現状でございます。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） きょうはスポーツ振興課長が出席しておりますので、再質問という形で課長にお願いしたいと思っておりますけれども、今、日本体育協会初め、それから県体協主催による総合型スポーツクラブの導入ということが言われております。秋田県内においては、全国で最も数の多いクラブが担当しているような記事もありましたけれども、このスポーツクラブがこれまでの社会体育の通念と、あるいはまた概念とどこが違うのか、あるいはまた、にかほ市の今後のスポーツクラブ導入・設置についての、もう既に設立されているのかどうか、その辺ちょっと不勉強ですが、その辺お聞きしておきたいと思っております。

それから、最後ですけれども、私はさきの農業問題、農業に関する政策、あるいはまたスポーツ振興に関する政策も、国のいわゆる企画、発案というか、国の政策を地方の政策として取り入れる場面があるわけですが、国の政策にいかにかほ市のかさ上げやら、あるいはまたいろんな地方独自の、独特の政策を足すことによってまたその政策そのものが全国の脚光を浴び、そしてまたその政策を勉強しに来る、各地方からいわゆる視察に訪れる方々が非常に多くなるわけでございますから、我がにかほ市もやはりそれらの政策をよく取り入れられまして、ひとつその政策を研修する団体が押し寄せるような政策を組み入れていただきたいものと常に思うわけでございます。スポーツ課長からひとつお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長（金子勇一郎君） 総合型地域スポーツクラブについてお答えいたします。

国のスポーツ振興計画の中で我が国の週1回以上のスポーツ実施率、現状35%と言われておりますけれども、それをできるだけ早期に50%にしたいというのが国の目標であります。その方策として公共施設を拠点とした地域住民のだれもが参加できるようなスポーツクラブを定着させて目標を

達成したいというのが総合型の趣旨であります。

総合型スポーツクラブの特徴というのは、さまざまな種目はそのクラブの中に用意されておりまして、だれでも好きなときにその種目ができる、あるいは子供から高齢者まで、多様な年代の方が同時に交流、あるいはスポーツ、運動ができるというようなことが特徴になっております。従来のスポーツというのは、どちらかというと単一種目が主なのですが、この目指すものは、多様目で、多様な年代層の中で運動ができるようにというような目的を掲げております。

それと、もう一つ大きな違いというのが、地域の住民、あるいは市民、その方々が自主的にその運営に携わるといったものがあります。当然その運営に関しても、財源的なものも含めて自主的に運営するというのが大きな違いとなっております。現在、にかほ市のスポーツの現状というのは、先ほど教育長のほうからも話がありましたけれども、非常に活発に行われていると思っております。ただ、現状のスポーツの市民の活動の中では、スポーツ総合型につながるような組織がしっかりとしたものというのは体育協会、あるいはスポーツ少年団を除けばさほど多くはないと思っております。

今後、総合型、あるいは市民の多様なスポーツの機会の提供ということに関して、当然、総合型的なものも進めていかなければいけないと思っておりますけれども、現在、そういった組織の運営、そういったものを強化しながら、指導、あるいは支援をしながら進めているところですが、今後の進め方としましては、既存のスポーツクラブだとかサークルがあるわけですが、そのようなサークルとかを、できれば組織化をして体制を強化しながら、参加者の拡大を図れるような方向に進めていきたいと思っております。

県の方針として、早期に各市町村に1つはつくりたいというような方針で進めておりまして、県のほうからいろいろ市のほうでもフォーラムを開いたり、指導を受けておりまして、できれば早期に総合型をつくって、市民の皆さんのスポーツ振興の機会に拡大に努めていきたいと思っております。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで20番池田甚一議員の一般質問を終わります。

次に、22番佐々木正己議員の一般質問を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 最初に、20年度にかほ市の予算について伺いますが、これについては、市長の市政報告並びにきのうの一般質問等で相当数字が飛び交っておりますので、簡略にお答え願いたいと思います。

何といっても3月定例はこの1年間の予算がどうなるかというのが、我々議員も含めて市民の最大事の関心事であります。ふたをあけてみますと132億円というのは、象中の建設の大型支出を除いたの2.5%減というのは胸をなでおろしている数字であるというふうに私は思っております。ということで、予算編成の市長の基本的な考え方、これをまずお聞かせ願いたいと思います。

それから、歳入面においては、国の地方に対する分配、地方交付税がどうなるのか、あるいは市の第一次産業から工業、商業などの市税がどうなるのか、そういうところも気になるところであります。歳入の見通し、特徴について伺いたいと思います。

歳出面では、特に今年度特色のある事業、あるいは大型事業等のいわば目玉的なものがあるかどうかということであります。

次に、第2点です。日本海沿岸高速道路対策について伺います。

岩城インターチェンジ両前寺間 32.8 キロメートルの日沿道が開通して半年になろうとしております。この間は通行料が無料ということで気軽に利用できる高速道路となっております。また、一部のマスコミから実に迷惑な報道がなされるなど、話題にもなっている道路であります。しかし、両前寺以南酒田間は7号線にありなければならない状態で、実態は高速道路ではないというふうに思っております。市長サイドはもとより、我々議会側でも早期着工、全面開通に向けて鋭意努力をしているところでありますが、一日も早い着工をさらに国に要望していかなければならないところであります。

この区間の開通で市民や利用者にとっては通勤時間の短縮、にかほ市にとっては救急搬送時間の短縮等で大変助かっているところであります。加えて、先日の秋田魁新報社の記事では、車両渋滞の緩和やトラックのスピードアップ化によりCO₂などの大気汚染物質の排出量が減り、環境が大きく改善されているという報道がなされております。ということで、私もマイナス要素は大変少ないと思っておりましたが、12月の同じ魁で次のような記事を受けて私は今もショックを受けているところであります。皆様も御存じかと思いますが、かいつまんで御紹介をしたいと思います。

「岩城インターチェンジにかほ市両前寺日沿道の余波。国道7号・道の駅「にしめ」と「岩城」交通量激減で利用者ダウン」と見出しが躍っておりました。続いて、記事は、「10月は国体でもなかったが、11月は道の駅の利用者が、「にしめ」で35%、「いわき」で27%、それぞれ前年比マイナス。テナントの社長さんの談。『観光バス、県外ナンバーの車が極端に少なくなった。売り上げは前年同期3割減。ここまで落ち込むとは思わなかった』」とありました。私は、高速道路ができれば遠方まで手軽に行けるため、ある程度は地元商店の売り上げ減が生じるのかなと感じてはいたのですが、まさかこの記事のようなトンネル状態化被害、素通り被害が顕著に出ると思っておりました。当然、道の駅だけでなくコンビニや商店にも多大な影響が出ております。

日沿道は上下線とも両前寺交差点を起点としておりますので、今々は我が市の道の駅などに大きな影響はありません。しかし、いずれは日沿道県境開通は実現するわけです。この際、「にしめ」「いわき」を他山の石としなければなりません。由利本荘副市長は、「抜本的対策は難しい」としながらも、「道の駅の魅力アップが必要」と言っております。心構えだけでなく、より具体的な自衛策、対抗策を今から検討すべきだと思います。市長を先頭に市職員はもちろん、全市民の英知を結集すべきだと思います。それなくして「産業と観光のまち にかほ」の将来はないと思っております。市長の御所見をお聞かせください。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、初めに、予算編成の基本的な考え方についてお答えしたいと思います。

市政報告でも申し上げましたが、予算編成に当たっては、行財政改革大綱、集中改革プランによ

る経費削減に継続的、積極的に取り組んだほか、にかほ市総合発展計画に基づく各種重点施策を着実に実施し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る観点から、計画に盛り込まれた各事業を実現していくために、その財源確保に努めながら予算配分を行ったところでございます。また、市単独事業についても、地域の要望等を踏まえ、極力財源確保を図りながら、市民ニーズに即した予算編成を行ったつもりでございます。

20年度の財政見通しについては、国の新たな財政支援策である地方再生対策費の創設など、一定の財政支援策が講じられるものの、市税収入の伸びの鈍化に加えて、後期高齢者医療制度の創設など社会保障経費の自然増や、公債費が高水準にあることなどから、厳しい財政運営になるものと考えております。今後とも徹底した行財政改革による歳出の抑制と重点化に努めながら、計画的な繰上償還を行って、そして公債費負担の軽減を図るなど、効率的で持続可能な財政運営の確立に努めてまいりたいと、そのように考えております。

地方交付税と市税の見通しの特徴でございますが、今ちょっと申し上げましたが、20年度の地方交付税の算定の改正については、新たに都市と地方の税収の是正策として地方再生対策費が地方交付税の算定を通して財政力の弱い自治体に配分されることになっております。既に総務省の試算結果が示されておりまして、これもさきの議員に申し上げておりますが、にかほ市では1億5,500万円と試算されております。この財源は、これからのまちづくり等の新たな財源として確保できるものと、そのように考えているところでございます。

地方交付税については、20年度の市税等の歳入見込みにより、基準財政収入額及び基準財政需要額の増減の見通し額を算出し、これに地方再生対策費の創設など、国の地方交付税の改正等を加味し、前年度当初比で3億6,100万円、8.9%の増、前年度実績見込額との比較では3億5,378万円、7.4%減の44億1,100万円と見込んだところでございます。市税の歳入の見通しでございますが、税制改正によるものとして税源移譲により所得税の税率が下がったことにより、住宅取得控除について、所得税から全額を引き切れなかった場合には住民税から税額の控除にすること、あるいは老年人について均等割課税の経過措置が終了したこと、そして、地震保険の創設などが改正の主なものでございます。

個人市民税の課税額の予想では、電子部品関係企業の給与は多少の増加が見込まれるとして、現年課税分は対前年度当初比で1,950万円、1.8%の増、法人市民税については19年度の実績の落ち込みも予想されることから、対前年度当初比で3,204万円、7.5%の減、固定資産税については、償却資産の見込額の聞き取り調査結果から、固定資産税全体では前年度当初予算比で約6,063万円、3.9%の増と、市税全体では前年度当初比で4,297万円、1.3%の増と見込んでいるところでございます。

歳出面での大型事業などについてでございますが、これもこれまでお答えしているように重複しますが、重点的に予算配分を行ったハード事業では、新規の事業採択を予定している仁賀保統合中学校建設事業、まちづくり交付金事業、継続事業の松ヶ丘団地の公営住宅建設事業、中野前川線道路改良事業、公共下水道事業などの大型事業に対する予算、そして131回秋田県種苗交換会開催、水源開発のための井戸の試掘事業、フェライト子ども科学館10周年記念リニューアル事業など、新

規に取り組む事業に対する予算についても、財源の確保に努めながら計上したところでございます。

また、ソフト事業としては、法律相談の充実などによる自殺予防対策、親が安心して働ける子育て支援の病児・病後児保育事業、生活交通の確保のための馬場院内線バス代替運送事業、環境対策の地球温暖化対策地域協議会検討委員会の設置、災害に強いまちづくりに向けた津波対策マップの作成や、住宅耐震診断アンケートの調査、そして防災行政無線のデジタル化に向けた実施設計委託、あるいは院内小学校耐力度調査なども、これも新年度の重点的な、あるいは特徴的な事業として位置づけをしているところでございます。

次に、高速道路対策についてであります。今後整備される日沿道の延伸は、市民生活の利便性を初め、産業や文化の振興など地域の活性化に大きく貢献するものと期待をしております。また、観光を通じた地域の活性化を進める上でも、大変重要な道路整備であると考えているところでございます。今年度、観光エージェント招待事業を行っておりますが、首都圏や仙台圏のエージェントがともに高速道路の延伸で非常にアクセス性がよくなったと。また、仙台からは山形道を経由して1泊圏内に入ってきたなどの御意見もあり、仙台圏などからの誘客材料の一つに位置づけることができると考えております。ただ、日沿道の延伸は、期待がある反面、御質問のように国道に面した道の駅や商店の諸問題もございまして、由利本荘市さんの例をお話ございましたが、道の駅「にしめ」で35%、「いわき」で27%の売り上げ減ということでございまして、幸いにしてこのにかほ市ではインターが3つできることになっております。仁賀保、金浦、象潟にそれぞれ1ヵ所ずつの3つできる予定となっておりますし、また、直轄方式でございまして、一度高速道路をおりてもまたすぐ乗れることと、あるいは料金が無料だということのこの強みを生かしていかなければならないのではないかと、そのように考えているところでございます。

このようなことから、道の駅を起点・終点とする観光ルートづくりや、各種イベントの開催と併用した温泉の活用など、有形・無形の資源を活用した魅力ある商品を開発しながら、首都圏や仙台圏などこれまで以上のPR活動を通して、通過交通に頼らなくても収益が上がっていくような体制をこれからつくっていかなければならないのではないかと、戦略的な活動を展開していかなければならないのではないかと考えております。今後もいろいろ創意工夫をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、これにあわせて地域商店についても、これまで実施してきた各種活性化対策の支援の継続と、新年度にこうしたことも含めて商工会で新たに実施を計画しているにぎわいあふれるまちづくり協議会の設置も支援しながら、今後の商店街の活性化に向けた取り組みも支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 一般予算について質問いたしますが、市長の市政報告の中の数字から取り上げて、その数字に対することを伺いたいと思います。

まず、歳入不足補てんということがありました。8億何ぼということで、その中に臨時財政対策費に4億1,400万円を充てるということなんですが、まずこの対策債 — ごめんなさい、「対策

費」ではありません。「対策債」です — こういったこの対策債で充当するということは、将来的にこの対策債が累積になって、将来財政を圧迫する要因にならないかというのが第1点であります。

それから、歳入の不足額の約半分を基金から繰り入れるということでもあります。その基金の残高合計が33億7,820万円になるということでもあります。この基金からの繰り入れが予算規模から見て多いのか少ないのか、私ちょっと判断ができかねますので、その辺の御所見を伺いたと思います。

にかほ市の基金残高合計のこの額は、大体類似団体 — 類似市ですね — から見て適当なのかどうか、この辺もお聞かせください。

それから、132億のうちの53.1%が義務的経費だということです。70億5,900万円。これの義務的経費の割合は予算規模から見てどのような評価になっているのか。まずこの点をお聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それではお答えします。

歳入不足の補てんに当たる臨時財政対策債、これが将来にわたる財政を圧迫する要因にならないかということですが、臨時財政対策債は地方交付税の振り替え措置でございます。各年度の元利償還金については、地方交付税の基準財政需要額に将来100%算入されるわけでございます。また、実質公債費比率の算定に当たっても、この部分については影響しないということになってございます。返済義務はあるものの、このように交付税措置がされるため圧迫の要因にはならないものと思います。

次に、基金からの繰り入れの規模についてでございますが、財政調整基金を省き、各施設整備の目的基金として積み立てたものから、それぞれの施設整備のための繰り入れでございます。また、財政調整基金につきましては、財源の不足分を調整する目的で積み立てられたものでございます。どうしても当初予算において予算編成上、必要な行政サービスを行うための財源として繰り入れてありますので、御理解を願いたいと思います。

なお、基金残額では前年度対比3億6,600万円多い7億4,260万円を確保しているところでございます。

次に、基金残高合計33億7,820万円について、その額は適当なのかという御質問でございますけれども、それぞれの目的に沿った基金造成でありますので、ある程度の必要額は確保しているものと考えております。また、将来、地方交付税の合併算定外から市一本算定に移行することによる地方交付税の減少に対応することも含んで、そういうことも念頭に置きながら、地域振興資金積立金

— 基金ですけれども、23年度までに18億円を積み立てることとしてございます。また、財政調整基金については、将来にわたり持続可能な財政運営を確立する観点から、おおむね10億円程度は最低限基金を確保したいというふうなことで財政計画の中でも考えているところでございます。

次に、義務的経費53.1%の割合はどのような評価かということですが、平成18年度当初では53.5%でございます。19年度は52.3%でございました。20年度では予算規模が縮小したために予算総額に対する人件費、扶助費、交際費等の割合が上昇したもので、金額的にはすべて減少しておりますので、義務的経費の総額では対前年度比7,182万円、約1%の減となっております。

ますので、決して高い数値ではないものと考えておるところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 次に、市の総予算、一般会計、特別会計、企業会計含めて210億7,500万円になっております。これは当然、市によって会計科目、種類が異なるのは当然であります。例えば、企業会計、ガスだとか持っていないところも当然あるわけですので。ただ、大ざっぱなところで大体同程度の人口規模の市と比べて、この辺の総予算はどんなものかという御所見を伺いたいというのがあります。

それと、ことしになって11.4%、合わせてですね、27億2,100万円減だという御説明でしたが、この理由は簡単に言えばどういうことなのかということです。

それと、きのうもお話が出ておりましたが、合併特例債の考え方について伺います。今回8億7,790万円発行するという説明でしたが、残高とありますが、この表現がちょっとあれなんですけれども、要するにまあ大体合併前に150億ですか、ぐらいのあれがあると。ということで、きのうも何か89億何ぼというのが、これが、これ以上は使わないというか、発行しないというようにも思えますが、今後その合併特例債、期限が27年の期限ということなようですが、考え方としてどういうふうな考えなのかということでもあります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、市の総予算、規模についての御質問でございますけれども、平成20年度での比較はまだできませんので、平成19年度で比較してみました。予算規模の近い潟上市の場合を例に挙げますと、特別会計を含めた予算総額としては237億6,859万2,000円となっております。当市は237億9,667万1,000円で、ほぼ同額の予算規模となっております。それぞれの自治体で設置されている特別会計や公営企業会計が異なるから、当該年度の事業規模や事情により予算額が極端に異なることも考えられますし、そういうことから単純な比較はできないものと考えているところでございます。

また、総予算額の27億2,140万2,000円、11%の減の理由でございますけれども、これは老人保健特別会計の当初予算が後期高齢者医療制度の創設に伴い、3月1ヵ月分の予算となっているために大幅な減額となったものでございます。

それから、4つ目の合併特例債についての考え方でございますけれども、まず最初に、きのう私がお答えしました27年度まで合併特例債が発行できるわけですが、約89億円ということでお答えしておりました。それはあくまでも現段階における事業計画に基づいた額の算定でございますので、それ以上発行しないということではございません。今後、事業計画の見直しやら、さまざまな新しい事業展開が発生することによってふえることが考えられることでございます。

そういうことをまずお答えしまして、次に、今回8億7,790万円の発行しているわけですが、今後の発行可能額としては、129億8,000万円が可能額として残ってございます。この可能額について、元利償還金の70%が交付税措置はされるわけですが、いずれ30%は一般財源というふうなことになってきますし、こうすることで限度額いっぱいを発行することが必ずしも得策とは考えてございません。行政サービスの維持向上のために、真に必要な事業の財源にこの合併特例

債を活用していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最後の合併特例債について再度お尋ねします。相当の発行可能額があるということで、その場合に、事業の関連でどうなるか、不確定要素はあるという御答弁でしたけれども、その際に、公債費比率等のそういった関係での財政上の、発行することによって、今、総務部長がおっしゃいましたが、3割は持ち出しということなわけで、そういった事業の見通しは全くないという答弁ではありませんでしたので、考えられるとすれば、大ざっぱな、今、市長、頭の中で具体的なことではないにしてもという条件つきで結構ですので、そういう可能性のある事業があると考えていいのかどうか。それと、財政的なそういった数値が圧迫されないというふうに考えていいのか、その点についてのみお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほどの質問の中で第1点、つけ加えておきます。地域振興基金18億円、これも当然合併特例債で発行することとなっておりますので、発行可能額としては総額145億円ということになってございます。そのうちこれまで発行した額を差し引くと129億8,000万円が発行可能額の枠としてはあるということでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今の時点では何とも申し上げられませんが、いろいろ今回金浦地区の土地再生事業にやるわけです。この27年度までの間に、例えば仁賀保地区、あるいは象潟地区のそうした課題解決のために事業を展開するということになっていけば、合併特例債の対象になるような事業であれば活用させていただきたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 日沿道対策について伺います。市長はインターが3つできるから大丈夫じゃないかという、ごく、私からすれば、私よりは危機意識が薄いかなという感じはしないでもありませんが、それはともかく、その戦略的な活動も広げるといような御答弁でした。西目、岩城の道の駅も、恐らく日沿道が開通するまでは、こういう状況になるとは多分夢にも思わなかったんじゃないかと思うんですね。せっかくという言葉を使っては悪いんですが、先行して開通していたその通過地域は、今こういう、いわば観光面、売り上げにおいては惨憺たる状況になりつつあるという、そういう認識はやっぱり持っていたかかないと、単にそのインターが3つできるから大丈夫だろうとか、ということでは乗り切れないような状況になるのかなという気がしてならないわけです。

「にしめ」の店長さん、社長が言っていたその「こうなるとは思わなかった」と。3割減になるとは思わなかったという。これは開通して間もない11月の話で、まだ1年も何もたっていない状況なわけですね。ですから、これが1年たってみて、観光シーズンの7月、8月、一番その多いときにみんな素通りしていくと。だから、にかほまでは南のほうから来る。まあここはいいんですね。で、両前寺から全部もう観光バス、大型みんな行くと。となると、「にしめ」「いわき」はますます通年では売り上げ減になる可能性があるわけです。それは単なるインターの数だけではない

と思うわけですよ。ですから、市長は戦略的な活動もとるよと言っていますので、どこかの、まだここから、両前寺から酒田港のほうまではまだちょっと青写真が引けない状態で時間はかかるだろうなと思うんですが、その期間に、もうそういういわば楽観的じゃなくて、どこかでどの課がそれに対応すると。あるいは副市長が中心になってプロジェクトをつくと。あるいは民間の方からいろんな知恵を出し合ってもらうために何か立ち上げて、それまでにあらゆるその高速道路にどういった看板を立てられるかどうか、そういった法的なことも含めてやっておいたほうが私はいいと思うんです。ですから、せっかくその先生、先輩が苦勞している状況を見ているわけですから、もうちょっと具体的なプロジェクトなり、何か方策をするのかなということでお考えがあれば伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 日沿道の延伸については、よい面もありますけれども、今御指摘のようなことは十分私も考えております。危機感を持っております。ですから、大変岩城さんとか西目さんには申しわけないんですけども、ああいう状態にならないような形のをどうつくっていくか、これからだと思っております。20年度から取り組んでいきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたのは、岩城さんと西目さんの道の駅と違うところは、やはりインターが3つあるという特性は生かしていく必要があると思いますし、また、このにかほ市にありなければならないような魅力的な商品開発、戦略、こうしたことをどうつくっていくかということだろうと思っております。ですから、副市長をトップにしたプロジェクトチームになるかどうかは別に、そうした対策を講じるための組織もこれから検討してまいりたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 猶予のあるうちに、今、市長がおっしゃったようなことで、開通してからほぞをかむようなことのないように、今から十分な対応策をとるように強く要望いたしまして、終わります。

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の一般質問を終わります。

所用のため11時30分まで休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時30分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） 通告してあります順序で一般質問をさせていただきます。

市長の施政方針に対する一般質問も追加してありますので、大きく分けて3点になります。簡潔な御答弁をいただきたいと思います。

最初に、地域の乗り合い自動車 － バスの運行についてであります。

高齢社会に入りまして、高齢者が日常の買い出しや通院などに出かけるための足の確保が大変困難だということで、よくお年寄り方から話が出されます。そうした中で、馬場院内線バス路線の廃止が決定され、市ではその代替の方法をとられております。しかし、これは馬場院内線の廃止に限らず、他の路線についても同じような環境にあると思います。市としての対策が急がれているわけでありまして。由利本荘市においても同様で、鳥海地域のコミュニティーバスの運行などを考え実施しておられるようでありますし、他の地域でもこの赤字バス路線の解消のためにいろいろ検討されているように聞いております。

そうした環境の中で、先般、デマンド交通に関する講演会がありました。遊佐の議員の方々と一緒の研修でありましたが、時宜を得た非常にすばらしい講演会だったかと、こう思っております。その内容が、あの講演でお話しされたことがすべてだとすれば、まさにきめの細かいバス路線の確保だなど。日常品の買い出し、あるいは通院に適したシステムだなどという実感を抱きました。市でも地域公共交通検討委員会というものを立ち上げて検討はされているようでありますが、地域の実態、きめ細かい調査、単なるアンケートではなくて、高齢者の日常行動を具体的に調査するような形でニーズを把握し、できるだけ早い時期に結論を出し、地域に合ったバス路線の確保を期待するものであります。

現在、にかほ市の行政区、高齢化率が40%を超える行政区が既に15を超えている状況にあります。その地域は、すべてこうした足の確保に困っている人方がいることを十分認識の上、早急に結論を出していただくことを期待し、その考え方について市長にお伺いするものであります。

赤字バス路線の補助金として約3,300万円ほどの負担がなされておりますが、講演者の言葉をかりて言いますと、空気を運ぶために赤字路線の補助をしているような状況さえありますので、その点踏まえながら御回答いただければありがたいと思います。

次に、生活困窮者支援対策についてであります。

国の税制の問題、医療費・医療法等の改正により市民の負担が一層多くなっている現状であり、住民個々の生活も非常に厳しい状況下になっているところであります。生活保護世帯に対しては一定の制度上の制限がありますので、その部分については大した問題はないわけではありますが、いわゆるボーダーライン層と言われる生活保護世帯手前の人方、これは大変な生活状況にあるかと思えます。平成18年度の内容を見ますと、生活困窮しているということで面接相談を受けているのが40件あり、うち保護申請が30件、保護開始が21件、申請取り下げが7件、却下が2件という報告が当局の報告としてなされております。いわば生活困窮のために相談をされた40件に対し、保護開始が21件ということですから、2分の1の人方は、このボーダーライン層に入るのではないかと考えております。

生活保護世帯の中で高齢者の世帯が多くなっているのも現状でありますから、その非保護世帯については自立支援の手を差し伸べておられることは当然でありましょうが、生活保護世帯をふやさないために、その事前のケアを必要とするのではないのか。生活保護世帯に対しての自立支援だけではなくて、生活保護世帯に入る前の手だてとしてボーダーライン層の自立支援が必要ではないか、

こう思うわけであります。幸い、報道によりますと、生活不安定者支援に国で個別の自立計画を作成し、その地域地域に合った生活不安定者への支援事業を国でことしから展開するというような制度もできておりますので、これらを活用しながら生活保護世帯の増加を食い止める意味で、こういう制度も活用したほうがいいのではないかとこのように考えますので、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

最後であります。市長の施政方針でごみ焼却施設の早期完成に向けて由利本荘市との連携を深めていくという報告がございました。以前と違いましてごみ焼却もただ燃やして処理するという時代ではなくなっております。そういう意味では市長の報告にありました循環型社会形成推進計画、循環型の焼却場ということになるかと思えます。由利本荘市とにかほ市のこれまでの協議の内容と、それから現在にかほ市の焼却場は既に56年12月稼働以降26年を経過している状況にあります。さらに毎年のように1億近い修繕工事をされている状況にあります。そこで働いている職員の方になれば、いつとまっても不思議でない車に毎日乗っているような、はらはらした環境にあるのではないかなと思います。9,000万円、あるいは1億円、今年度については1億2,000万円ですかの修繕、それから消耗品その他を入れると1億5,000万円近い金がかかっている。まあこれは焼却場として尋常な状況とは私は言えないと思いますので、いろいろ大きな問題もあり、結論は出ても、1年、2年ですぐやれるような状況のものでもないとも思いますので、そこら辺のところを協議を重ね、市長の言うとおり、早期完成に向けてやっていただきたいと思っているわけでありますが、その施設の更新時期はいつを設定し協議されているのかということでもあります。

また、由利本荘市では、この1月からごみの有料化が実施されております。それぞれの市の考えがあり、由利本荘市でやったからすぐ有料化ということはないかと思いますが、その件についても今後の動きについて御回答いただければありがたいと思います。

なお、答弁によって自席で再質問をさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、乗り合い自動車の運行についての御質問でございます。

市内の地域公共交通は、現在、主に羽後交通の路線バスの運行により行われておりますが、マイカーの普及などによりまして、年々利用客が減少しているというのが現状でございます。こうしたことから、羽後交通では、路線バスの運行赤字の増大が余儀なくされておまして、それに伴う今年度の市から羽後交通に対する運行費の補助金は3,702万9,000円となっているところでございます。また、昨年3月29日に羽後交通から路線廃止の申し出のあった馬場院内線については、昨年9月25日のかほ市地域公共交通会議において承認されたところでございます。

そして、その代替手段として、沿線住民を対象にして、昨年11月に実施したアンケート結果を踏まえながら、地域公共交通会議において、仁賀保駅から水沢までの区間を4月1日から9月30日までの6ヵ月間試験運行をすることが決定されております。その主な内容については市政報告でも申し上げましたが、ジャンボタクシーにより路線バスと同様に定時に定路線を運行するもので、1日4

往復、路線内どこでも乗り降りできるフリー乗降制。料金は、大人 200 円、小・中学生及び障害のある方は 100 円、小学生未満は無料とする内容でございます。また、通勤・通学・通院の方などが利用しやすいように、朝夕の JR の列車へスムーズな連絡を図るようにしたものでございます。

また、デマンド交通についても、地域公共交通会議において十分検討したところでございますが、予約制により自宅まで送迎することで目的地への到着時間などが不規則になると。目的地への到着時間が不規則になると。そして、電話や携帯電話などにより事前の予約や、外出先から予約するシステムが高齢者の方々になじみが薄いのではないかという御意見が多数を占めたところでございます。公共交通会議においては。市でも、馬場院内線に対応したデマンド交通を対応していくためにも、当然ながらシステムの導入や予約を受け付けるオペレーターなどの人件費など多額な経費がかかるために、馬場院内線へのデマンド交通の導入については時期尚早という判断で取りやめをしたと申しますか、先ほど申し上げましたような代替輸送に変えたところでございます。

代替輸送については、象潟合同タクシーに運行費を助成する形で、従来の路線の一部を変更し、仁賀保駅、仁賀保庁舎、「スマイル」を経由して水沢まで延伸するものとして、コミュニティー事業 — これは県事業ありますけれども、コミュニティーバス事業として運行することにしたものでございます。市では、象潟合同タクシーによるコミュニティーバスの運行に積極的にかかわりながら、6 ヶ月の試験運行中の利用状況などを十分に勘案して、地域公共交通会議に諮りながら 10 月 1 日からの本運行に移行してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

御質問の地域の乗り合い自動車の運行については、にかほ市全体の地域公共交通のあり方についてどうあるべきかということの御質問だと思います。現状の市内の路線バスは、羽後交通により運営されておりますので、コミュニティーバスなどが運行する場合は路線との競合ができないことになっております。そうした制約がございます。また、すぐに廃止されるものではございませんが、昨年 4 月 25 日付で羽後交通から協議のありました長岡線、鳥海線、仁賀保線の 3 路線の欠損額の補てんについても 4 分の 1 の事業者負担について市で負担していただきたいということで、そのこともまず方向づけをしているところでございます。

にかほ市の公共交通のあり方については、今後の羽後交通の路線バスの運営方針などによりますけれども、引き続き高齢者の生活に十分配慮し、利便性や費用対効果などに十分勘案しながら、循環型コミュニティーバスやデマンド交通などの導入、あるいは児童・生徒と一般の乗客が同乗する混合型のスクールバスの導入の是非などについて、地域公共交通検討委員会や公共交通会議において、今後鋭意検討をしてまいりたいと思っております。

次に、生活困窮者支援対策についてでございます。

御指摘のように生活保護基準以下の就労所得にもかかわらず、生活保護に取り残されたボーダーライン層と言われる立場の方々がおられて、大変私も心配をしているところでございますし、深刻な問題と認識をしているところでございます。バブル経済の崩壊後、日本経済は長期にわたる低迷期を経て、ようやく回復期に入ると、にわかには所得格差やワーキングプア、あるいはボーダーライン層の問題が注目されてくるようになりました。これは長期低迷期の間に増加した非正規労働者や高齢化に伴う低所得者・高齢者の増加などが主な原因になっていると考えているところでござい

ます。

とりわけ多くの企業は、経済のグローバル化の中で若者を中心に正規雇用労働者の採用を手控えて、パート、アルバイト、契約社員、嘱託派遣社員などの非正規雇用労働者がふえてきているのが現状でございます。非正規雇用労働者は、特別な技能がある人を除き賃金が低く抑えられ、正規雇用労働者との間に所得格差が生まれてきております。19年度の労働経済白書を見ますと、2006年の非正規雇用割合は、役員等を除く全雇用者5,132万人のうち1,691万人と33%に達しております。6年前の2000年と比較すると、2000年は26%でございましたので、6年間で7%上昇したことになります。そして、非正規雇用労働者のうち、週に35時間以上働いている派遣・契約嘱託等は増加の傾向が続いているとも白書に記されております。

こうしたことから、社会保障制度、あるいは労働政策がいかに対応すべきかという議論も進められているわけですが、結論としては、非正規雇用労働者を正規雇用化することが重要であり、それに近づけるためにも、正規雇用労働者との均衡を考慮した賃金水準の確保などが早急に求められるべきであろうと、そのように考えます。私も引き続き管内の企業に対しても、企業訪問などを通して、できるだけ正規雇用の拡大を図るよう、あるいは企業環境の改善を図るよう働きかけてまいりたいと思っております。

一方、国の施策では、これまでのところ生活保護受給者や母子家庭の母親を対象にして、就業自立に向けた総合的な支援を進めているところであります。主にハローワークを中心とした就労支援チーム体制をつくり、就業に向けた積極的な相談、支援を行っているところでございますが、にかほ市においては残念ながら目に見えるような形では、今のところ効果はあらわれていないのではないかとこのように思っているところでございます。

また、新聞報道によれば、厚生労働省が2008年からボーダーライン層と言われる生活不安者を支援するため、全国に100市町村の窓口には相談員を配置するなど、モデル事業を始めるほか、生活不安者に対する新たな経済支援制度を創設するようでございます。そうした中で3月1日には労働契約に関する基本ルールを明文化した労働契約法が施行されました。この法律の中には、正職員が非正規雇用者かといった雇用形態にかかわらず、就業実態に応じた処遇の均衡を考慮するように企業側に求めております。この法律が実効性のあるものとなるように期待をしているところでございます。

なお、御質問のボーダーライン層に対して、市として何かできないかということでございますが、現在市としては具体的な支援は行っておりませんし、市として支援していくことはなかなか難しいのではないかなというふうに考えているところでございます。

他の質問については担当の部長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、私のほうから、循環型社会形成推進地域計画についての御質問についてお答え申し上げます。

市政報告にもありましたように、平成18年度より本荘由利ごみ処理広域化検討委員会を設置しまして、県の振興局、にかほ市、由利本荘市、それから広域市町村圏組合それぞれの担当職員による

事務レベルでの広域化に向けた協議を重ねてまいりました。今年度に両市共同で作成しております循環型社会形成推進地域計画書につきましては、この後開催される今年度の最終的な検討委員会の協議を踏まえまして、3月下旬に委託先から納品される予定でございます。したがって、目標年次など今後の具体的スケジュールにつきましては、用地選定などデリケートな要素もございますので、あくまでも現時点での計画ということで御理解をいただきたいと思っております。

今後の計画としましては、20年度に施設統合の用地選定を行い、付近の住民の同意を得ます。また、法律の手順に従い、国・県・両市による地域協議会を設置します。21年度及び22年度において環境アセスメント調査及び施設の基本設計等を行います。23年度から25年度にかけて建設工事を行い、26年度当初には稼働開始というのが現段階での計画でございます。

また、ごみ処理の有料化についての御質問でございますが、由利本荘市において昨年の10月からです。19年の10月から既に可燃ごみ・不燃ごみについての有料化を実施しております。ごみの有料化については、その効果として、維持費についてのある程度の財源の確保、あるいはごみの減量化などが考えられますけれども、逆にさまざまなマイナス面も考えられます。現時点においては、統合施設の規模や維持費など全くの白紙の状態でございますので、にかほ市の財政負担が将来どの程度になるかと、すべてこれからでございます。したがって、ごみの有料化ありきではなく、分別を徹底し、まず、ごみの減量化の基本となるリデュース - 発生の抑制・リユース - 再使用・リサイクル - 再生使用という3Rの徹底を図りながら、ごみの減量化を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 現在、地域公共交通検討委員会で検討されておりますが、今は馬場院内線の廃止が決定しているわけですが、ほかの路線の状況はどうかということをお知らせいただきたいと思っております。

それから、デマンド交通の関係で、地域公共交通検討委員会ではなじみがないという意見が出たという説明でありますけれども、まあ、新しい事業はなじみがないのが当然でありまして、現在そのデマンド交通システムを採用している市も全国的に見れば何ヵ所かあるわけですから、それらの状況を踏まえてもっと検討してもいいんじゃないかなと。新しい制度についてはなじみがないのが当然でありますから、そのなじみがないという意見でそういうシステムを片づけてしまうというのはどうかと思っておりますので、その点についてもひとつお答えをいただきたいと思っております。

それから、2番目のボーダーライン層対策であります。福祉計画、市の福祉計画でも、国の社会保障費の中でこの生活保護費がかなりの割合を占めているということに記載しておりますし、今後も保護世帯、あるいは保護人員が増加するであろうという予想をしております。なお、課題としては単身高齢者の割合が非常に高くなってきているということで、自立支援のための積極的な推進を図らなければならないというふうに言っておりますけれども、生活保護世帯になってしまってからではなかなか自立支援も難しい面があると思っております。その前段で国で考えているような制度を利用し、生活保護世帯をできるだけふやさないように、生活習慣病なんかではすべて予防、予防で、今、予防の事業を盛り込んできております。保護世帯の増加を防ぐための予防措置としての政策がこれ

からはやはり大事になるんじゃないかなと思いますので、この制度を市として検討する余地があるかどうか、その点をお聞きいたします。

循環型社会形成推進地域計画に関してであります。由利本荘市の施設そのものも大分老朽化しているかと思えます。職員の労働状況等を踏まえ、早期の実現を要望しておきたいと、こう思います。既に26年経過し、耐用年数が15年と言われているものであります。途中でダイオキシンの関係で9億相当のあれはやっておりますけれども、焼却場そのもののやっぱり耐用年数は既に過ぎておりますから、その点十分お考えの上、協議を成立させ、一日も早い完成を見るように努力してほしいものだというふうに思います。

通告の2点についてのみお答えいただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 馬場院内線が羽後交通より廃止という申し出があったわけですが、それ以外のバス路線については、先ほども市長の答弁の中で長岡鳥海線に対する欠損額に対する補助の助成額の増額のお願いはありましたけれども、廃止の話はございませんでしたし、検討委員会の中でも提示はされてございません。

それから、デマンド交通の関係でございますけれども、なじみが薄いということは、最初という意味での話でございます。特に利用するのが高齢者、そして子供というふうな方々が多いという観点から、そのデマンド交通を今踏み切るにはさまざまなその問題をクリアしなければならないだろうということが一つでございます。また、アンケート調査の結果を踏まえ、やはりそのコミュニティバスということでの今の今回提案している運行形態がよいというアンケート結果が約6割を占めておりました関係から、とりあえずはこの形でのスタートという、6ヵ月間の試行期間を経ながら、その利用状況を踏まえて、本施行に移る段階でさまざまな課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 生活不安定者支援についてお答えいたします。

生活保護法が制定されてから、それ以後、社会保障の最後の安全網といいますが、セーフティネットと言われるということで、生活保護法は十分な機能を果たしてきておりますけれども、生活不安定者、いわゆるボーダーライン層、これに対する国の施策というのはまだまだ私も不十分であると思っております。市といたしましても、これらの生活困窮者と思われる方々の生活支援は、市長おっしゃったように大変難しい問題であると思っております。

ただ、厚労省では、平成20年度から生活保護の受給者になりかねないボーダーライン層と言われるこれらの方々について支援するモデル事業を始めるようであります。内容は、市長の答弁にありましたように、全国の100市町村の窓口には相談員を1人ずつ配置いたしまして、個別の自立支援計画をつくりまして、きめ細かい支援を継続していくと。そのほかに生活不安定者に対する新たな経済支援制度を創設しようとしているようであります。この厚労省の20年度の予算要求をみますと、就業形態の多様化等に伴う課題に対応するために、若年、障害者、女性、高齢者等へのきめ細かい就労支援、あるいは雇用情勢の厳しい地域等に対する雇用対策の充実強化、これらを含めまし

て10項目ほどこれに関連する予算が要求されているようであります。これらの制度を私どもも研究しながら、このボーダーライン層と言われる方々に対しまして、相談、あるいは支援を福祉事務所を中心にいたしまして対策を考えていきたいと思っております。以上です。

【21番（本藤敏夫君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。
昼食のため午後1時20分まで休憩します。

午後0時13分 休 憩

午後1時20分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設部長のほうから発言を求められておりますので、これを許可します。建設部長。

建設部長（金子則之君） きこのうの答弁について訂正させていただきます。

竹内議員の一般質問の答弁の中で、まちづくり交付金事業のアンケート調査をお渡ししたとのお答えをいたしましたけれども、別の資料との勘違いでありまして、調査用紙は渡しておりませんでしたので、おわびして訂正申し上げます。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） それでは、一般質問を続行します。

次に、17番佐藤元議員の一般質問を許します。17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）登壇】

17番（佐藤元君） 質問に入る前に、通告書の産業遺産についての4行目の数字「15」を「16」に訂正させていただきます。

それでは質問に入らせていただきます。市長と教育長のほうによろしくお願いします。

最初に、高齢者世帯についてであります。

厚労省の統計によりますと、生活保護世帯数を都道府県別に見ますと、北海道の約4万6,000世帯を筆頭に、福岡県が約3万4,000世帯、大阪府5万1,000世帯と、参考までに、以下が、青森県、東京都、沖縄県、高知県と続いているようであります。生活保護の要因としては、高齢化、失業率、離婚率が高くなるほど保護世帯、給付率がともに上昇すると思われませんが、また、これが高齢者世帯の実態を見ると、東京が6万2,000世帯弱、大阪が2万3,000弱、北海道2万2,000弱となっています。これを、見方を変えて全保護世帯に占める割合で見れば、東京が44.8%、13万7,857、大阪が5万4,361、44.3%、北海道4万6,369、48.3%となっています。この数字を見る限り北海道の生活保護世帯の約半数が高齢者世帯となります。団塊世代も還暦を迎えまして、その後続くその後続く戦後生まれも10年後にはほぼ全員が高齢者となります。長寿国日本です。現在の65歳を高齢者とする定義そのものも疑問です。保護世帯の背景にはさまざまな要素があるわけですが、個々の持ち合わせているエネルギーを有効に活用できないということは、最終的には各自治体、各町や市の損失につながっていくものと考えられます。

そこで、二、三お伺いします。

市の生活保護世帯に占める高齢者世帯数はどのような状況で推移しているのか、各地区ごとにお伺いいたします。

その2、5年後と10年後にはどのような数値を予測されていますか、お伺いいたします。また、その背景にはどんなことが考えられるのか、あわせてお願いいたします。

2つ目の質問です。産業遺産についてであります。

昨年12月に経済産業省は、575件の近代化産業遺産を公表したところです。県内では鹿角市、北秋田市、湯沢市、潟上市、にかほ市、小坂町の7件16施設が認定されました。院内油田の歴史についての説明は割愛させていただきますが、昨年12月定例会中に霞が関に直接電話を入れて確認しましたところ、地域経済産業政策課の担当者は、政府としては文化財的意味合いの保存は考えていないとのことでした。認定された自治体が自主的に活用の仕組みをつくり、地域活性化に活用していただきたいとの話でした。当局としてはこの産業遺産をどのような形で活用を考えているのか、市長の御所見をお伺いいたします。

3つ目は、農業集落排水事業についてであります。

年事業の終結に伴う今後の取り組みについてであります。最も早い地域では、供用開始20年は経過していると思われませんが、地域ごとの管路の延長をお伺いいたします。

2に、その管掃の状況は今現在どのような状態になっているのか、あわせて伺います。

3つ目、管路とマンホールのいわゆるしゅんせつ清掃基準というものがありましたらあわせて伺います。

質問事項にちょっと入っていませんが、この供用開始後どのようなことで苦勞されたのかもあわせてお伺いいたします。

4つ目は、教育研究所についてであります。

研究所設置以来、鋭意努力されていると思われませんが、設置以来この2年間、成果を挙げるとすればどんなことがあるのかお伺いいたします。

その2に、新規に活動された内容はどんなことがあるのかもお伺いいたします。

3つ目、設置されたことに対する費用対効果をどのように認識されていますか。

4つ目は、1番目のいわゆる成果に対する考えは、現場も研究所運営委員会並びに情報教育推進委員会ともに共通認識としてとらえておられるのかどうかを伺います。以上。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

初めに、近代化産業遺産に認定された院内油田についてでございます。産業遺産については、御指摘のとおり、経済産業省が19年度に国の産業の近代化に大きく貢献した近代化産業遺産について、歴史と産業史を軸とした遺産群33ストーリーにまとめて地域の活性化に役立てていただきたいということで認定をいたしました。経済産業省が認定した秋田県内における近代化産業遺産としては、北日本石油ストーリーのにかほ市院内油田関連遺産、潟上市の豊川油田関連遺産、東北鉱山ス

トリーの小坂町小坂鉱山関連遺産、鹿角市の尾去沢関連遺産、北秋田市の阿仁銅山関連遺産、そして湯沢市の院内銀山関連遺産を含め7カ所でございます。全国的には500カ所を超える近代化産業遺産が認定されましたが、その中には既に整備し、地域の活性化に取り組んでいるパターンとして、小坂鉱山関連遺産のように資料館や娯楽施設として活用している例、尾去沢関連遺産のように坑道整備で観光施設として活用している例、金津油田関連遺産のように石油の里公園として活用している例などがございます。

経済産業省は近代化産業遺産の認定によって、地域史と産業史を軸にした地域活性化を図るねらいでございますが、院内油田関連遺産は、規模や状況からして娯楽施設や観光施設としての活用は不可能でございますので、院内油田の歴史を伝えるモニュメントとして保存していく考え方でございます。院内油田は、明治11年、アメリカの地質学者ライマン氏の調査により有望な油層があると公表されて以来、日本有数の産出量などを誇り、活況を期した時期もありました。しかし、産油量が減少し、閉鎖するときに、秋田石油工業株式会社から採油装置とポンピングパワー装置等を譲り受け保存してきたものが近代化産業遺産に認定をされたものでございます。院内油田関連遺産は、先ほど申し上げましたポンピングパワーやオオバンド、そしてグレート・オドリギなどが採油装置1件として認定されたものでございます。これまで院内油田の歴史物証として、郷土史、学習活用などの面から現地保存してきたものでございますが、今後は環境整備を図りながら、近代化産業遺産認定の標柱を設置するなど、近くの県指定文化財の史跡・山根館とともに児童・生徒の郷土史学習や市民の郷土史探訪のエリアとして整備、あるいは周知してまいりたいと考えております。

他の質問については、担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私のほうからは、生活保護世帯に占める高齢者世帯数の地区ごとの状況についてお答え申し上げます。

平成20年1月末現在のにかほ市全体の生活保護受給状況は112世帯158人となっております。非保護世帯を類型別に見てみますと、傷病・障害者世帯が52世帯で46.4%と最も多く、次いで高齢者世帯が48世帯で42.8%、それから母子世帯が6世帯で5.4%、その他の世帯が6世帯で5.4%、このような状況になっているようです。このうち御質問の高齢者世帯について見てみますと、仁賀保地区が15世帯で15人、金浦地区が5世帯で5人、象潟地区が28世帯で31人となっております。高齢者世帯の非保護者の平均年齢は76.6歳で、非保護者51人のうち年金や仕送り等の収入がある人は41人で、無年金者が10人という状況にあります。年齢階層別に見てみますと、65歳から69歳までが8人、70歳から74歳までが19人、75歳から79歳までが7人、80歳から84歳までが6人、85歳から89歳までが6人、90歳以上が5人、合計51人となっております。65歳以降に保護開始された世帯では、年金が少額で、かつ扶養義務者からの援助が受けられないことによりまして、手持ち金の減少を開始理由とするケースが圧倒的に多いようであります。また、参考までに年金受給者41人の平均受給月額、1人当たり3万5,661円となっております。

次に、5年後と10年後の数値の想定とその背景についてということでありまして、旧3町時代にさかのぼりますと、10年前の平成9年度と5年前の平成14年度の年平均、そして平成20年

1月を抽出しまして、5年ごとの保護状況の推移を見てみました。それによりますと、保護世帯数については、平成9年が92世帯、平成14年が95世帯、そして本年が112世帯となっておりまして、さきの5年間では3.26%のわずかな増加でありましたが、後のほうの5年間では17.89%と大幅に伸びている状況にあるようです。

国の生活保護の動向を見てみましても、保護率は平成7年の最小値から上昇を続けてきておりまして、ピークは平成15年で、それ以後は横ばい、あるいはわずかな増加傾向にとどまっている状況でありまして、にかほ市の動向につきましても同様の傾向にあるようであります。このことは平成15年9月が失業率のピークでありまして、そのピークを過ぎたあたりから落ち着いてきていることから、保護率の伸びは失業率などの経済動向がかなり反映されているものと考えております。

一方、過去10年間の世帯の類型別の推移を見ますと、高齢者世帯は、平成9年が39世帯、それから平成14年が42世帯、本年が48世帯であります。高齢化が進んでいるために絶対数はふえているわけでありまして、伸び率はむしろ落ち着いているのかなということも思っております。これは年金というセーフティーネットが働いていることによりまして、高齢者の保護率は抑えられている状況であります。むしろ傷病・障害者世帯が大きく伸びているのが現状であります。傷病・障害者世帯は、平成9年は高齢者世帯を1世帯下回っていましたが、平成14年には逆に1世帯上回りまして、平成20年には4世帯上回る状況になっております。この傾向はしばらく続くものと予想しております。

ただ、2004年の年金改革によりまして、基礎年金の給付水準は2023年までに現在よりも約15%低下するという見通しであります。そうしますと、基礎年金額と生活保護水準の逆転現象が起こることも予想されるわけでありまして。これは国の社会保障制度全般の中で論議されることではあります。改善されることを想定して、将来を見通したとき、5年後、10年後の数値としては算出しておりませんが、核家族の進行、あるいは家族間のきずなの希薄化などに伴いまして、高齢者世帯の保護率は今後も毎年2%から3%程度は伸び続けていくものと今のところ推測しているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 大きな3つ目の農集排事業についての御質問にお答えします。

最初の管路の延長でございますけれども、仁賀保地区では11施設で延長は4万1,025メートルです。金浦地区は、大竹処理施設1ヵ所ですけれども、2,750メートルです。象潟地区では、今年度完成しました上浜中央処理施設含めまして6処理施設で、延長は4万8,135メートルです。

次の管路の清掃でありますけれども、管路の清掃につきましては、供用開始以来4年から7年ほどの間隔で清掃を実施してきておりますが、7年以上清掃を実施していない管路も中にはあります。特に処理量が多い管路や交通量の多い道路に埋設されている管路、また、不明水のように一時的に処理量が多くなる管路については、優先して清掃を行っております。清掃方法は、高圧洗浄とともに、テレビカメラによる管の沈下やゆがみ、管の亀裂等の調査もあわせて行っております。このような状況から、今後も処理施設の状況を観察しながら、計画的に清掃を行いたいと考えております。

管路とマンホールのしゅんせつの基準という御質問でありますけれども、管路のマンホールとマ

ンホールの間は直線で接続されておりますが、マンホールの設置は、管路が曲折する地点に設置されております。マンホールの内部は汚水がスムーズに流れるようインバートによって曲線で誘導され、槽内にたまることはありませんので、しゅんせつの必要はなく、その清掃基準もありませんが、管路の清掃を行うことによってマンホールも清掃されることとなります。中継ポンプについては、一度貯留し、ポンプで揚水しますので、これについてもしゅんせつの基準はありませんが、保守点検の実施基準としては、週1回から月1回程度とされております。市では、定期点検として2週間に一度巡回し、ポンプ槽の機器類の清掃、用水の点検等を行っている現状であります。

それから、きょう追加されました供用開始のその後の苦労はということでありますけれども、一番苦労している点と申しますのは、住民が一時的にでも利用できなくなるような状況にはしておかれないということが一番であります。その故障というのは中継ポンプの停止があります。落雷による事故もありますけれども、その主な原因は異物の混入であります。中には、タオルとか下着とか、こういうのが流れ込んできまして、ポンプの故障の原因になっております。こういう場合、ポンプの故障が発生した場合、委託業者に連絡が行くようにはなっておりますけれども、こういういろんな異物が流れてくる関係上、その地域の皆さんにはチラシとかそういうものを配りまして、気をつけてほしいというようなPRを図っているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、私のほうから教育研究所についての御質問に答弁させていただきますと思います。

まず、我々が教育研究所の成果として認めていると申しますか、成果ではないかといった点を数点挙げさせてもらいたいと思います。

まず、専任の指導主事を配置しているわけですが、各学校に対して市の教育委員会として実情に即した具体的な指導・助言を与えることができるようになったということ。2つ目として、学校の事情をよく理解している指導主事が間に入ることによって、例えば、県教委などの機関と学校の連携といったものが今まで以上にスムーズに行われるようになってきているということ。3つ目として、研修に関する専門的な立場から、にかほ市の現状に沿った研修会といったものがやれるようになったということ。また、研究所の所長並びに指導主事の学校訪問によって、各学校の様子というものを市教委として具体的に理解できるようになったということ。また、指導主事のリーダーシップによって豊富な情報を見やすく編集をしてもらって、にかほ市の社会科副読本をつくることができたということ。それから、各学校の先生方に対して教育書法というものを発行しているわけですが、今年度も年間50回以上発行をされておりますけれども、その中で各学校への指導・助言、それから情報提供といったものが非常にタイムリーに行うことができているということが、我々が研究所の成果として考えていることでございます。これらのことによって各学校の先生方の授業する力といったものも向上しておりますし、それによって当然、子供たちの学力も徐々に向上して、向上が図られているというふうに見ております。

次に、新規の活動内容という御質問でございますが、今年度の新規活動としては、まず、にかほ

市の自然について、授業に生かせるようなマップづくりを行いまして、来年度、平成 20 年度にそれを冊子にしまして発行をする計画をしております。それを各、主に先生方に配布しまして、理科の授業とかいろいろなものに活用していただくということを計画しております。

それから、今年度いじめや不登校の早期発見というものにつながる、英語で、アルファベットで、Q という字と U という字で表記されている調査ですけれども、QU 調査というのが今あるわけですが、これは子供本人と学級のかかわり方の様子とか、学級の今の状況がどのような状況にあるかといったようなことを調査するものでございますけれども、今年度 3 つの小学校で試行的にやってみました。この夏に、先生方の全体の研修会というものの中でも、この活用についての研修会を実施しておりますけれども、非常に先生方にとって、自分の目で見えて感じていることと、この調査によってまた改めて確認もできることもありますし、子供たちの表に出ない面というものも調査にあらわれてきたというふうなことで、効果があったというふうに思っておりますけれども、この成果というものをうちのほうの指導主事が 2 月 14 日に行われた秋田県教育研究発表会で発表しまして、秋田県の教育に大きな反響を与えてくれたというふうなことがありました。来年度の予算にも上げさせてもらいましたけれども、20 年度はにかほ市のすべての小中学校の児童生徒を対象に調査を行いたいと思っております。

それから、もう一つ、これまで秋田県の教育委員会で行っていた教務主任研修会というものと、研究主任研修会というものを市単独で開催しております。全部で 12 校しかありませんので、今まで本荘市・由利郡全体の教務主任なりに集まってもらって講習会をやっていたんですが、12 人という少人数で中身の濃い研修ができたのではないかとこのように思っております。

次に、費用対効果ということでございますけれども、これはなかなか、その教育というものを費用対効果という視点で、観点で評価をするということは難しい面もありますけれども、例えば、にかほ市社会科副読本の作成において、当然、最初の計画では専門業者をお願いをして多額の費用がかかることになっておりました。が、指導主事がみずからの専門性と機動力を発揮してくれまして、ほとんど費用をかけずに作成することができたということなどは、少ない費用で大きな効果を上げることができた一つの例になるのかなというふうに思いますけれども、その子供たちの姿がどのように変化してきたかというふうな観点で見ますと、先ほど申し上げました、先生方の授業力の向上が見られますし、そのことによって児童生徒の力、学力、それから、今年度はスポーツの活躍のほかに文化面でも県の上位の入賞、賞をいただいた子供が結構たくさん出ました。そういうことから、子供たちのいろいろな力が高まってきているのではないかとこのように見えています。そういうことは今までのいろいろな研修において、指導主事の計画性と各学校の協力があって効果が出てきたものというふうに認識をしているところでございます。

それから、現場サイドとの関係についての御質問でございますけれども、教育研究所は御承知のように運営委員会というものをつくって、それに先生方から、各学校から先生方に入ってもらう運営をしているわけでございますけれども、そういった体制の中で運営されていますので、研究所の成果というものは逐一各学校にも伝わっておりますし、自分たちの運営による自分たちのための研究所として共通認識を得ているものと我々は考えておるところでございます。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 何点が再質問いたします。

市長にですけれども、先ほどの — 先ほどといいますか、前に配付になりましたいわゆる実施計画の中にも先ほど市長の答弁にあった油田跡地に対するそういったもの、環境整備といったものをやっていきたいということについての話でしたけれども、いわゆる実施計画の中には当然そんな大きい金額でないから載らないかもしれませんが、そこら辺はもし市長の今の段階で具体的にいつごろからという環境整備も含めてですけれども、もしありましたらひとつお願いしたいと思います。

それから、教育長にもう一つですけれども、3つ目の子供のいわゆる児童生徒の力が上向いてきたのではないかなど。いわゆる費用対効果のところに出たわけですけれども、それは児童生徒の総合力が向上したというふうな形で解釈しているのか悪いのか、その点お願いします。

それから、いわゆる農集排、もう一つですけれども、これだけの延長、10キロぐらいですか、10キロちょっとあるわけですけれども、これをいわゆる今年度から管路の予算がついていたようだけれども、終わるにはどのくらいの計画で考えているのかをひとつお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 近代化産業遺産でございますが、確かに実施計画のほうには載っておりませんが、先ほど申しあげましたように、子供たちを初め市民の皆さんが郷土史の学習という場としての最低限の整備、そうしたものはしてまいりたいと思っております。ただ、私も残念ながらまだ一度も見たことがございませんので、雪解けと同時に状況を見ながら、これからの整備について計画してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 総合力かというお話ですが、私もそのようにとらえています。にかほ市の学校教育目標として「活かす力を育てる」ということを最重点にして新市として取り組んでまいりました。そのことは先生方にも十分意識をしてもらいながら、授業の中でもそういうところに視点を当てた授業展開をしていただくようにということで、先ほどから申し上げているように、研修などでも我々の学校訪問の中でもお願いをしてきております。そういう中で徐々に子供たちが学んだことをいろいろな面に生かす、生かせるようになってきた、「活かす力」が徐々についてきたのではないかなど、それが今年度子供たちの活躍に徐々につながってきたのかなというふうなとらえ方をしております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 実施計画に掲載しておりますけれども、管路の清掃につきましては、20年度以降、延長として5,000メートル程度ずつ進めていくということでありまして、20年度につきましては、上郷の北部地区を予定しております。それから、21年度につきましても上郷北部地区と上坂、それから22年度については小国と関というような予定であります。その地域によっては6年目に清掃に入るところもあれば、11年目に清掃に入るところもありますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、処理量が多い管路とか交通量の多いところは早目に優先して行っ

ていくということであります。

【17番（佐藤元君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで17番佐藤元議員の一般質問を終わります。

2時10分まで休憩します。

午後2時01分 休 憩

午後2時11分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番佐々木弘志議員の一般質問を許します。11番佐々木弘志議員。

【11番（佐々木弘志君）登壇】

11番（佐々木弘志君） 11番佐々木弘志です。

大変申しわけないんですが、最初に、一部訂正、そして挿入をお願いしたいんですが、3番目の質問のところですが、誤解されるといけませんので、ちょっと正しくつないでおきます。真ん中あたりですね。3番目の質問。「規定に基づき」というところからですが、「基づく、仁賀保町、金浦町、象潟町合併協議会において」と挿入してください。法律のあれなので誤解されるといけないので、申しわけありませんが。

それでは、まず初めに、今年の3月議会で一般質問いたしました子育て教育税が、市長、議会、並びに県会議員、県議会のおかげをもちましてめでたく廃案になりましたこと、心から御礼申し上げます。

日本国憲法は第93条で、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると保障されております。また、憲法第15条で、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと議員の本質が定められております。私たち議員は2つの使命を帯びておるわけであり、1つは、にかほ市当局からの予算等のさまざまな具体的政策を最終的に決定することであり、2つ目は、にかほ市の行財政運営、事務処理、事業実施を的確に批判し、厳重に監視することです。単なる傍観者や批評家の批難、批評、論評ではなく、同僚議員と同様に、にかほ市をよりよくする立場で3点の事項について質問いたします。

初めに、今年の6月議会で一般質問しましたふるさと納税についてお伺いします。

市長はさまざまな会合の場で、当然、市長会でも、当然進めるという形で訴えると答弁されております。そのふるさと納税が平成20年度から実施される予定となりました。この前の市長のあれでは21年度からというようなことなので、そこら辺は事務方のほうが正しいかとは思いますが、にかほ市にとっては歳入のプラスになる可能性を秘めた喜ばしい新制度となるのではと思われま

す。

しかしながら、税収がさらに都市部に集中する可能性があるとの一部の意見もあります。既にリーフレットやしおりをつくって私たちのまちにと呼びかけているところもあります。確かに、私の

年代では7割近くと同級生が市外、県外に住んでおります。市長を初めとする団塊世代もおおむねそれに近い皆さんが市外・県外にいらっしゃると見込まれるのではないのでしょうか。棚からぼたもちを待つことなく条例をつくるとか、パンフレットをつくるとか、寄附してもらいやすい環境を整えるべきだと思います。格差是正として生まれたふるさと納税が格差拡大にならないよう積極的に取り組むべきと考えます。市長の見解と対策を伺います。

また、市外・県外からにかほ市に住民票を置いている皆さんもたくさんいらっしゃると思います。逆にふるさと納税として流出する可能性があります。いかなる対策をするのかお伺いいたします。

2つ目の質問にいきます。地方自治法施行60周年記念貨幣について質問いたします。

去る1月16日付秋田魁新報の地方自治法施行60周年記念貨幣についての記事によれば、初年度の平成20年は主要国首脳会議開催の北海道、源氏物語千年紀記念式典開催の京都府、石見銀山遺跡登録の島根県の3道府県のデザインが採用され発行される予定となっております。

秋田県も既にデザインを提出していると考えられますが、ぜひとも秋田の誇れる世界の偉人「白瀬中尉」、あるいは平成22年の「開南丸出航100周年」「南極探検100周年」のデザインを1,000円貨幣に刷り込むよう、秋田県にデザインの練り直しを提言すべきと考えます。秋田県にとっては財源確保の一助になり、にかほ市にとっては全国ににかほ市は白瀬中尉の生誕地とPRする絶好のチャンスであると考えます。市長の見解をお伺いします。

3番目の質問に移ります。地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく仁賀保町、金浦町、象潟町合併協議会において調印された事項についての進捗状況はどうなっているのか。今後の主要な調印事項の取り組み方針もあわせて市長にお伺いします。

また、現時点における主なる合併効果はいかなるものがあつたか、具体例及び具体的数値にて答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 初めに、ふるさと納税にどう取り組むかという御質問でございます。昨年、佐々木議員への答弁や、さきに質問されました各議員にもお答えしておりますが、本市を含め、過疎化や高齢化に悩む財政基盤の脆弱な地方自治体にとっては、私は歓迎すべき制度ではないかなというふうに思っております。しかし、その制度も、活用しなければ、先ほど御指摘のありましたように、絵にかいたもちになりますので、いかにふるさとを思う方々の応援したい、あるいは貢献したいという思いをふるさと納税に導いていくか、その実行が大変大切な。ただ、現段階ではまだ具体化はしておりません。速やかにこれからそのあり方を検討してまいりたいと思っております。反面、にかほ市在住の皆さんにどうするのかと、にかほ市出身以外の方ですけれどもね。こういうふるさと納税についての制度のPRは広報紙などを通してしていかなければなりませんけれども、これも、いや、ふるさとにするなという話にはなかなか言いにくい面もありますので、何とかにかほ市の財政に貢献できるような形のを広報などでPRしていく工夫もしていかなければならないのかなというふうに考えております。いずれにしましても、他の市町村の取り組み、あるいは職

員の皆さんとよく議論をしながら、その活用方法をまとめてまいりたいと考えております。そのほか、首都圏などの県人会、あるいはふるさと会の会員などに広くPRと協力をお願いしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

次に、合併協定の進捗状況でございますが、御承知のように平成17年10月1日の合併に向けて、平成17年2月4日に、秋田県知事及び合併協議会委員が立ち会いのもとで3町長が合併協定書に調印しております。この合併協定書には、合併の方式や合併の期日、新市の名称及び新市の事務所の位置、財産及び債務の取り扱い、議会議員の定数及び任期の取り扱いなど143項目が挙げられております。

御質問の進捗状況については、昨年の6月定例会において報告書を提出しておりますが、平成19年3月末現在では143項目のうち120項目が完了し、23項目が調整中となっております。報告から間もなく1年が経過いたしますが、ことしの3月までには15の項目が新たに完了することから、8項目が調整中となる見込みでございます。その状況については、きょう、各議員の皆さんに資料を配付しているところでございます。

調整中の項目でございますが、1つは、文化施設や総合体育館の建設、2つとして、職員給与の統一、3つ目として、各種団体への補助金・交付金等の取り扱い、4つ目として、市のキャラクターの整備、5つ目として、防災行政無線の整備、6つ目として、簡易水道の料金の統一、7つ目として、農業振興地域整備計画の策定、8つ目として、都市計画マスタープランの策定がございまして、おおむね順調に推移してきているものと認識をしているところでございます。

1つ目の文化施設や総合体育館の建設については、御承知のようにまちづくり交付金事業で総合文化センター等を含めた金浦地区の都市再生整備を20年度から24年度までの5ヵ年をかけて事業を実施する予定となっております。しかし、総合体育館については、建設をするかどうかを含めて今後いろいろと検討してまいりたいと思っております。

2つ目の職員給与の統一については、現在、22年度までに調整が完了する予定となっております。

3つ目の各種団体への補助金・交付金等の取り扱いについては、要綱の整備や削減等の方向に向かっておりますが、まだ調整が必要と見込んでおります。

4つ目のキャラクターの整備につきましては、一般公募したところ、にかほ市にふさわしいと思われる作品が提案されなかったことから、現在、凍結の状態になっております。引き続き公募するのか、あるいは著名人をお願いするのかを含めて今後検討してまいりたいと思っております。

5つ目の防災行政無線の整備については、19年度に基本設計を、20年度に実施設計を行い、21年と22年度にかけて工事を行い、23年4月の供用開始を目指してまいりたいと思っております。

6つ目の簡易水道の料金の統一については、仁賀保地域の釜ヶ台地区と上坂地区を統合することで、20年度に経営変更認可申請を行うこととしております。

7つ目として、農業振興地域整備計画については、都市計画マスタープランが20年度に完成することから、21年度と2年度にかけて策定をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

8つ目の都市計画マスタープランの策定については、20年度の完成となっております。

進捗状況については、今後も引き続き完了するまで毎年議会や市のホームページ等で公表をしてまいりたいと思っております。

次に、主な合併効果でございますが、にかほ市行財政改革大綱集中改革プランでは、行政のスリム化、効率化、合併効果を生かした財政の合理化、住民参加のまちづくりの3点を改革の柱に据えて取り組みの指針を示し、合併による人員及び事務事業の整理統合の効果を勘案しながら、経費節減を目指すこととしております。

具体的な数字と申しますと、人件費が挙げられます。18年度の内訳としては、議員関係では、合併時に比べて24人が減となり、年間8,600万円の減となっております。また、首長や特別職関係では5,100万円、教育委員や監査委員など各種の委員関係では880万円の減となり、これらを合わせますと年間約1億4,600万円の減となっております。また、職員数では7名減となり、5,600万円の減となっております。また、19年度の見込みでございますが、18年度に比べて職員数が9名減となり、7,200万円の減となる見込みであります。また、福祉医療費補助事業では、小学校入学前児童への医療費無料化として、年間約5,000万円を助成しているほか — これは単独事業でございますが — 5,000万円助成をしているほか、少子対策事業では保育園の保育料は本来国の基準では3億3,900万円が利用者負担となりますが、1億8,800万円を市で増額かさ上げ負担しながら、利用者の軽減を図っております。これも合併の効果だと思っております。また、秋田県からは年間1億2,000万円を5年で6億円の合併交付金を受けるほか、国からは合併補助金として18年度には2億6,000万円、19年度には5,000万円の補助をいただき、稲倉山荘の改築や高規格救急車の購入、生活道路の整備、都市計画マスタープランの策定などを実施できたことも大きな合併の効果と考えております。

今後とも人件費につきましては、新規採用者を退職者数の3分の1にとどめるほか、事業についても市民サービスの向上に十分な成果、効果が期待できるものを重点的に進めてまいります。また、公共の施設管理については、サービスの向上や経費節減等を図るため、指定管理者制度などの活用により積極的に民間委託を推進してまいりたいと思っております。

国からの地方交付税や補助金が年々削減される中で、今までどおり、あるいは今よりも十分サービスの向上を図ることができることは、やはり合併によるスケールメリットを最大限に生かした、効率的な行財政運営ができていると、こういうことが大きな合併の効果と考えているところでございます。

他については、教育長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 地方自治法施行60周年記念硬貨の御質問に対しまして、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

地方自治記念貨幣については、2月6日付の魁夕刊コラム「杉」で取り上げられておりましたけれども、お話があったとおり、地方自治法施行60年を記念して、500円と1,000円の2種類が、ことしから8年間にわけて発行されるもので、裏の図柄は全国共通であるようではありますが、表のほ

うは都道府県ごとにデザインが変わり、また、連動して記念切手が発行されるということのようです。記事によりますと、年中行事や完成何十周年といった安易なものが目についたということで、郷土に誇れる資産を貨幣にすり込むように住民とともに練り直してほしいというふうな内容になっておりますが、佐々木議員の提案のように、1,000円貨には製造コスト差額分の数百円が地方に利益還元される魅力もありますし、にかほ市のPRにもつながりますので、郷土の偉人白瀬の南極探検100周年として発行されるように働きかけてまいりたいなと思っております。現在、この働きかけるに当たってどのような方法があるのか、どこが窓口になっているのか、調査をしているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） ふるさと納税について再質問いたしますが、特に、逆ににかほ市から出ていく可能性。というのは、御存じのとおり、TDKの皆さんは市外から、あるいは県外からいらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけですね。そういうことも考えますと、どうしたらそれを防げるかということになりますと、私自身考えますには、やはりにかほ市が一番だと、にかほ市はやっぱり誇れる市なんだと、元気な町なんだと、そういうようなことを前面にやっぱり立てて、常日ごろ我々言っているとおり、「愛するにかほ市」ということをやっぱり一生懸命宣伝しなきゃならないと思います。こんなにかほ市は嫌だということであれば、当然、自分の生まれたふるさとに寄附するという可能性だってあるわけですから、そういうことについて市長はどう思いますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） そのとおりだと思います。いかににかほ市に在住するそうした皆さんからにかほ市にそのままの形にしてもらえるかということが大切だわけですが、やはり今までにかほ市でやっている、例えば子育て支援とか、あるいは先ほど申し上げましたが、福祉医療とか、そういうものを積極的に広報紙などを活用しながら、やはり今後の活用メニューもよく示しながら、まず市民の皆さんに広く周知していくことが一番大切ではないのかと、そのように思っております。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） ふるさと納税の前の質問のときにも申し上げましたけれども、ふるさと納税そのものは、確かに全体の数字からすれば微々たるものでございますので、そのときも市長にお伺いして、市長が発言するということでしたが、これからも市長会等を通して、地方交付税、その制度の根幹を守れというような形でこれからも強く発言していただきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 地方交付税の件については、これは毎年秋田市長会から東北市長会に出て、それから全国の市長会に出てまとめて国のほうに要望している状況でございます。私だけでなく全市長がそのような考えを持って取り組んでおりますので、これからもそうした形で取り組んでまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 次に、合併の進捗状況。私の記憶力、あるいは国語力がまずいのかわか

りませんけれども、完成しているものの中に、特別職の身分の取り扱いにというところで、これ、この中でですね、平成 19 年 4 月に完了ということになっているんですよ。そして、実施状況が、平成 18 年度において特別職等報酬審議会を開催したと。これで完成したことになるということであれば、今回提案されたあれはちょっとおかしいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私の認識としてお答えします。

合併協議会による協定項目の中で、現行の市会議員等の特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考にして調整するという事で確認されまして、その段階で旧仁賀保町の例に倣うということを確認をされております。それを踏まえて、新市、にかほ市になった段階で特別職等報酬審議会へ改めて諮問し、その中で新しいにかほ市の市会議員の報酬を定めていくというふうなことでとらえておりますので、今回の条例改正の提案となったことでございます。それで、ここで言う完了というのは、にかほ市出発するに当たって旧仁賀保町の報酬をそれをもってにかほ市の市議会の報酬とするということになったということが一応調整が図られたというふうに理解しているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） それはおかしいじゃないですか。平成 18 年度というのは、合併してから、我々が議員になってからですけれども、そういう話は全然なかったです。17 年の 10 月以降、我々が議員になる間の空白であれば話はわかりますけれども、ちょっとそこはおかしいじゃないですか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 40 分 休 憩

午後 2 時 49 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほどの合併協定項目の議員報酬の考え方、前に配付している資料との整合性についてお答えします。

佐々木議員から提示されました資料については、昨年の 6 月定例議会に配付したものでございます。その中の実施状況というところに、平成 18 年度において特別職等報酬審議会を開催したとあります。これはあくまでもその協定項目の状況を示したものでございます。それで、この協定項目の協定内容については、ここの調整時期という欄をごらんになってもらいたいと思います。先ほど私が申し上げましたとおり、にかほ市の市会議員の報酬については旧仁賀保町の例によるということで適用するという事で合併前にこの項目については調整済みということで丸になっております。

ということでございます。ただし、先ほど申し上げましたけれども、新市発足後、新しい市政のもとに特別職等報酬審議会を開催し、にかほ市の市議会議員の報酬を改めて定めるということで今回条例提案しているということでございます。この資料に基づく内容はそういうことで御理解願いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 理解したいところなのですが、その前の、定員の定数のところがあるでしょう。在任特例という形のところね。当時、合併に携わってきた人たち、協議した人たちで財源特例の間というような認識をみんな持っていたと思うんですけども、それが急に、いや、それは違うんだというような形にどこから路線が変化していったのか。そこら付近がやっぱり今回の提案、遅きに失した提案があったんじゃないかなと思うんです。だから、そこら付近がわかりにくいものだからね、よしあしは別としてね、やはりその時系列的にいつこうこういうふうになっていったんだというふうな形で、市民の皆さんも、あるいは議員の皆さんも納得するような形のわかりやすい説明をしないと、うんと誤解されると思うんですよ。だから、そういう点、別にしかっているわけじゃないですよ。だから、そういうことで、もうちょっとわかりやすく説明すれば皆さん納得するんじゃないかなと思うんです。錯覚、私らも錯覚しているわけですよ。もう既に新しい議員になったときから、そういうようなあれになっているというような形で、ほとんどの議員さんも、あるいはその合併協に当時携わってやってきた人たちも、市長も含めて認識していたと思うんですよ。だから、そこら付近がちょっと市民の皆さんへの説明がなされていないんじゃないかな。よしあしは別としてね。だから、説明責任というのはそういうことで後に後にというふうに延ばしていくと、もうこんがらがっちゃってしまうんですね。ですから、そこら付近をひとつ注意していただきたいと思います。

それから、同じく合併協において、合併効果、これは合併協議会はもちろんのこと、市民の皆さんにも、こうこうこうするから合併するんだよという形で何回も説明してきていると思うんですね。特にその中で一番説明してきたということは、人件費がこれだけ削減するんだと、いわゆる旧町長を含めた4役が — 4人になる、当時はね、4人になる。現時点では3人ですけども、そういう形でいわゆる削減効果が出てくるんだと。議員の皆さんは48人を24人にする。5割減らすんだと。そして、職員は、いわゆる採用の半分ぐらいにしましょうとか、いろいろ論議した上で、一般職員で14.1億円、10年間で削減しましょうと。あるいは市長等給与は8.7億円、行政委員会の報酬を2.9億円、議員報酬を3.4億円削減しましょうと。それだけやるんだから合併効果があるんだということを前面に出してきたと思うんですよ。ですから、そういうことをもっと説明してやったらどうですか。「ほしい」とは言いません。やったらどうですか。どうでしょう。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。今、御指摘のありました、先ほど市長の答弁にもありましたが、今現在、市民の皆さんにデータで数字で示せるものとしては人件費等で説明するのが一番わかりやすいこととなります。ということなので、機会があれば今回の資料に基づいたデータなんかも示していきたいと思っておりますし、当然、にかほ市財政改革大綱、にかほ市集中改革プラン

の中でも、このことについては記載をして、ホームページ等でも公表してありますので、その辺のPRについて努めてまいりたいと思います。以上です。

【11番（佐々木弘志君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで11番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後2時56分 散 会